

公告第 328 号

健康保険法第 47 条の規定により、任意継続被保険者の 2024 年度(令和 6 年度)上限標準報酬月額が決定しましたので公告します。

記

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| 1. 2023 年 9 月 30 日現在の平均標準報酬月額 | 324,206 円 |
| 2. 2024 年度の上限標準報酬月額 | 320,000 円 |
| 3. 適用期間 | 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日 |

2024 年 2 月 19 日

ANAグループ健康保険組合
理事長 久保田 実